

高山市立東山中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても生徒の内発的喚起を促しながらいじめ問題に向かってきた経緯がある。また、本校においても、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、東山中学校いじめ防止基本方針を定め準拠してきた。

ここに定める「東山中学校いじめ防止基本方針」は、高山市いじめ防止基本方針が令和3年3月に改定したことに伴い、修正、加筆したものである。国・県等の動向をはじめ「高山市教育の大綱」の理念、本校や地域、家庭を取り巻く状況に対応し、いじめ問題等に対する具体的な指針及び対策等を示している。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（法：第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為※2（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 一定の人間関係とは、学校等の内外を問わず、当該生徒等が関わっている集団や組織内における人と人との関係をいう。

※2 心理的又は物理的な影響を与える行為とは、下記の具体的ないじめの様態のように、身体的な影響のほか、嫌なことをされたり、無理やりさせられたりすることを意味する。また、「行為」には、「仲間はずれ」などの直接関わらなくとも、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

具体的ないじめの様態

「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等」

(2) 基本理念（いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組み、かつ、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有することで、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校として迅速かつ組織的に対応する。

また、いじめの中には、犯罪行為として扱われるものや警察への通報が必要なものもある。これらについては、教育的な配慮や被害者への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をする。

2 いじめの防止（未然防止のための取組み等）

（1）魅力ある学校・学級づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導等）

- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。また、「グッジョブカード」を活用し、学校として仲間のよさを認め合う風土づくりをする。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時いじめに係る問題を取り上げ、生徒自身がいじめ問題について考える機会を大切にし、主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に日頃から努めるとともに、年間2回の教育相談週間を設け、全生徒が教師に個別に対話できる場を設定する。
- ・日頃から、生徒が教師に悩みを打ち明けられるような信頼関係を構築することに努めるとともに、自ら相談したい人を指名し相談できるようにする「マイサポーター制度」「マインドフルネス部会」等を取り入れながら、生徒が気軽に大人に相談できる体制を整える。また、年間3回の「心のアンケート」を実施し、相談しやすい機会を設ける。
- ・「なりたい自分」を一人一人に設定させ、目標をもった生活や学習ができるよう指導する。

（2）「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。また、「わからない」「できない」という生徒が理解できるよう指導方法や学習形態を工夫するとともに、「みがきタイム」を活用して、補充的な学習等を実施し、全ての生徒に自己肯定感をもたせる指導に努める。
- ・授業場面において、挙手している生徒への指名のみならず、挙手がない生徒への机間指導や意図的指名を通して、広くその思考を捉えながら授業を進める。ゆえに、「わからない」と安心して言える雰囲気をつくり、そのわからなさから仲間と試行錯誤して学い合える学習集団の育成に努める。
- ・学習グループによる活動においては、どの生徒にもねらいとする活動が保障されるよう、活動場面を意図的に位置づけながら取り入れる。
- ・適応指導教室にいる生徒に対して、その生徒の状況や心情を包括的に考慮しながら、学力的な支援や自立していくための支援を行い、自己肯定感の向上に努める。

（3）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、積極的に「いじめ問題」について取り扱うとともに、どの子

にも命を大切にすする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」「問題解決力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・特別支援コーディネーターの監修のもと、障がいのある人もない人もお互いの理解を深める「心のバリアフリー教育」を推進する。
- ・様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育を推進するために、SOS の出し方に関する授業やピアサポートに関する授業を実施するとともに、心の健康の保持に係わる教育を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症等、感染者への差別や医療従事者等への心無い言動等がないよう、正しい判断力を身に付ける指導を推進する。

(4) いじめを許さない学校風土づくり

- ・教職員は、日常的なかかわりの中でささいなことでも人を傷つける言動については毅然とした態度で対応するとともに、いじめの訴えに対しては、教職員が全力で対応する。
- ・生徒会が主体となって、全校生徒がいじめについて考える場を設定し、いじめを許さない風土となる素地を養う。

(5) 郷土教育の充実

- ・「郷土の未来を語る会」のような地域の方との交流や地域への貢献活動等を積極的に位置づけ、地域の心のふれあいを通して、達成感や貢献感を味わえるようにする。

(6) 情報モラル教育の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合い等、自治的な活動を充実する。

(7) 年間指導計画（いじめ防止プログラム）に基づいた未然防止対策の推進

- ・年間指導計画の中に職員研修等を複数回位置づけ、いじめの未然防止に計画的に取り組む。具体的には、後述する「6 いじめ防止等のための年間計画」に記載されている。

(8) 小学校からの引き継ぎと高校への引き継ぎ

- ・小学校の情報については、個別の支援計画、指導計画等を活用しながら、小学校教員と中学校教員が面談を実施し、確実に引き継ぐ。いじめ事案についても、引継ぎを実施し、引き継いだ情報を職員で共有する。そして、中学校での様子を見届けながら、その後のいじめ事案の再発防止や未然防止に努める。また、小学校教員との面談と別に、中学校職員が小学校に赴き、授業参観を通して生徒の様子への把握に努める、
- ・進学先の学校と「中高連絡会」等の場を活用しながら、進学先の学校に確実に情報を伝える。また、個別の支援計画についても、保護者と本人の同意を得た上で、確実に引き継ぐ。就職した生徒の個別の支援計画については、保護者と本人が希望すれば、

就職先への引継ぎを行う。

(9) 学校運営協議会との連携

- ・学校運営協議会において、学校のいじめ未然防止における取組みや課題等を共有し、学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識を高める。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）

(1) 生徒との信頼関係の構築

- ・教職員は、授業だけでなく様々な活動において生徒とともに活動し、日頃の継続的な見守りや声掛けを何よりも大切にすることで、信頼関係の構築に努める。また、日常的な関わりによってわずかな変化も見逃さない感覚を磨き、生徒の理解に徹する。

(2) 教職員間での情報共有の徹底

- ・教職員は、どの子にもいじめが起こりうるという認識をもち、生徒が示すわずかな変化であっても、気になる情報について教職員間で情報を共有する。学年会や生徒指導・教育相談委員会のような定期的な場で交流するだけでなく、教科担任等が気になったことが起きた場合には、学級担任や学年主任に確実に伝え、共有する。
- ・教職員と保護者との間でも生徒の情報を交換・共有をする。特に、いじめに関わる事案については、いじめられた生徒、いじめる生徒の双方に報告し、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たるとともに、生徒の今後に向けて学校と家庭が一緒になって取り組んでいくことを大切にする。

(3) 研修の実施

- ・年度当初の職員会や夏季休業中をはじめ、必要に応じて適宜職員研修を行い、いじめのサインを見逃さない高い感性を磨くとともに一人ひとりの教職員が、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。
- ・いじめを認知した場合は、全校体制で組織的な対応するとともに、事例から学び今後の教育活動に生かせるようにする。

(4) ハイパーQU やアンケート等の実施による客観的な実態把握と支援体制の確立

- ・ハイパーQU による分析を丁寧に行い、支援が必要な生徒を見逃さず、適切な支援を講じる。
- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、年間3回の定期的なアンケート（記名式）を実施する。被害を訴えている生徒に対して、担任等から聞き取りを行い、いじめのささいな兆候を見逃さないようにするとともに、生徒の心情に寄り添いケアに努める。また、アンケートの保存期間は5年以上とする。

(5) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。また、普段から生徒の話丁寧を聞き取り、生活ノートに記述された悩みに丁寧に答えたりと、相談内容に対して誠実に対応する。
- ・「心のアンケート」の中に、相談したい先生を記載する項目を設定し、「マイサポーター制度」を活用しながら、いつでも気軽に安心して相談できる環境づくりを進める。

(6) いじめに関わる事案の報告

- ・日頃からささいな事案でも生徒指導や管理職に報告し、担任等が一人で抱え込んだり、苦しんでいる生徒が見過ごされたりすることの防止に努める。そして、生徒指導主事や管理職がいじめの事案について具体的な事実を把握し、月ごとに問題行動調査をまとめ、教育委員会に報告する。
- ・年間2回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。

(7) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども発達支援センター、要保護児童等対策地域協議会、子ども相談センター、民生委員、主任児童委員、学校運営協議会、保護者代表、法務局等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して対応する。

4 いじめ事案への対処（発見したいじめに対する対処）

(1) いじめ問題発生時・発見時に組織で対応することの徹底

- ・アンケートの実施後には、その内容を担任のみが確認するのではなく、生徒指導主事や学年主任等で情報を共有するような体制（ダブルチェック）を徹底し、いじめの兆候を見逃さないようにするとともに、被害を訴えている生徒に対して、担任等から聞き取りを行いう等、迅速に対応する。
- ・いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに関係職員や管理職、生徒指導主事、学年主任等に報告し、個人の経験や判断に基づいて対応するのではなく、組織でいじめを認知し、組織で対応することを徹底する。
- ・いじめを認知した場合、「いじめ問題対策委員会」または「いじめ未然防止・対策委員会」※構成員は「5いじめの防止等のための組織」に記載 において、事案に対する学校としての指導方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にし、対応する。
- ・事案の対応にあたる教職員は、管理職に経過報告を確実に行うとともに、管理職については、対応の未届けを確実に言い、教職員間の連携を確実に機能させて対応する。

(2) 保護者や関係機関への報告と説明

- ・いじめの被害者になったと思われる生徒の保護者には速やかに連絡し、現在学校がつかんでいる情報や今後の対応について説明し、家庭と連携して生徒を見守る体制を作るとともに、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意しながら、二次被害や再発防止に向けた中長期的な取り組みを行う。
- ・いじめに係る情報提供を行った生徒の保護者にも連絡し、情報提供者を守ることや情報提供を受けた事案について適切に対応することを伝える。
- ・いじめに関する事案が認められた場合、いじめた生徒の保護者と連携して、自身の行動を振り返らせながら、いじめは許されない行為であることを自覚させるとともに、

自らの行為についての反省を促す指導を行う。

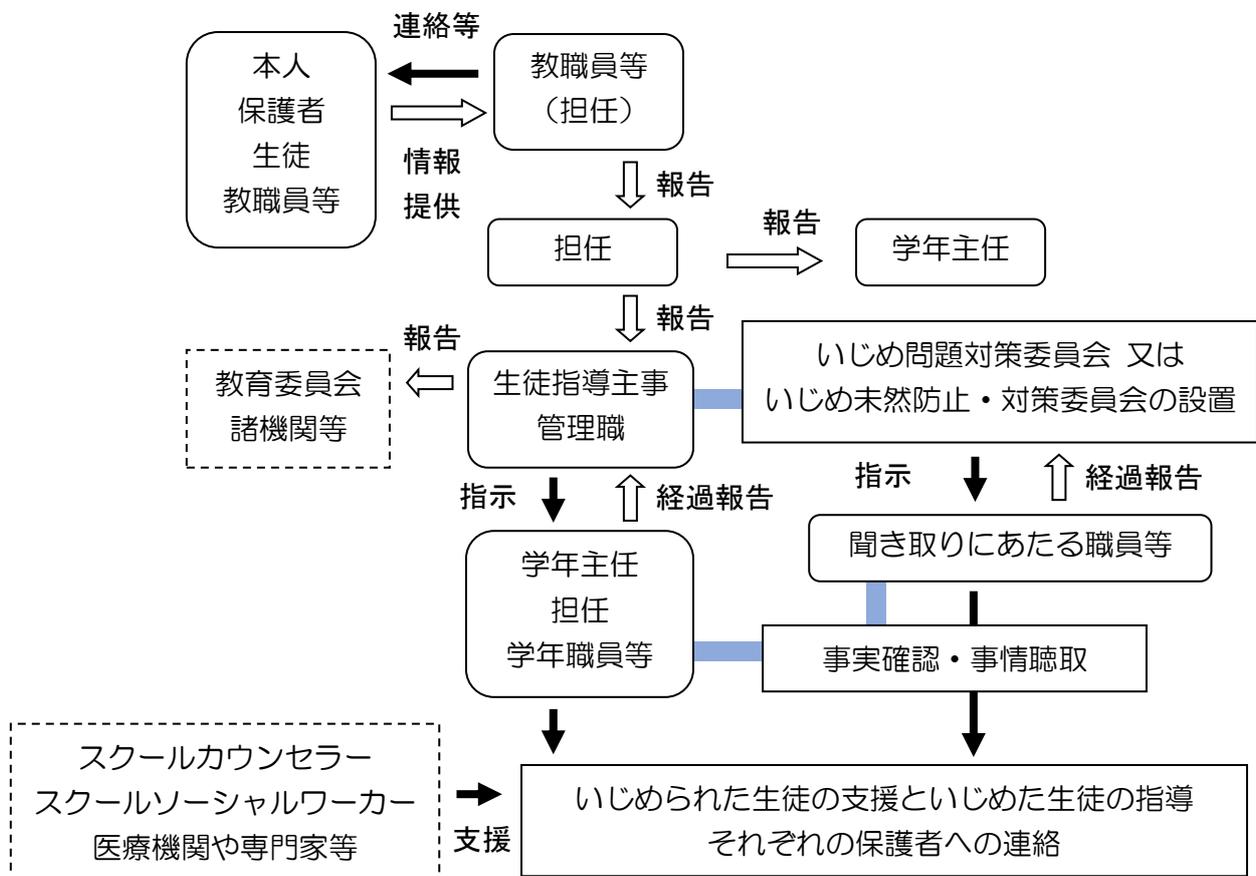
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、状況に応じて警察等に協力を求め、直ちに削除する等の措置を取る。
- ・ いじめを認知した場合、いじめの内容とともに対応について教育委員会に報告する。また、必要に応じて個人情報に配慮したうえで、PTA会長や学校運営協議会会長に現在の状況やその後の対応について報告し、連携して対応する。

(3) 解決に向けた生徒への支援体制の構築

- ・ いじめた生徒、いじめられた生徒、いじめを目撃していた生徒から、速やかにかつ丁寧に事実を事実確認や情報収集を行う。
- ・ いじめられた生徒の安心・安全を最優先に対応し、その生徒にとって最も信頼できる人が寄り添い支援できる体制をつくり、不安を取り除く。また、状況に応じて医療やカウンセリング等の専門機関とも連携して支援する。
- ・ いじめた生徒に対しては、組織的に連携していじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、いじめた生徒には、なぜいじめが起きてしまったのかを考えさせるとともに、「いじめは許されない」ことを自覚させる。さらに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を深く反省し、謝罪できるような指導に努める。そして、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた生徒の継続的な指導・支援に努める。

(4) いじめ問題発生時・発見時から解決に向けた対応のフローチャート

- ・ 上記の(1)～(3)を踏まえ、次のように対応する。



(5) いじめの重大事態が発生したと判断した場合の対応

- ・教育委員会を通じて市長に報告するとともに、高山市児童生徒等の重大事態調査委員会や教育委員会等と連携し、事案の調査・検証を行う。
- ・長期欠席等を余儀なくされている生徒に対しては、必要に応じて、スクールカウンセラーをはじめとする外部機関と連携をとりつつ、心身の安定を図るとともに、学習面に対する補償を実施し、不安の払拭に努める。
- ・進学先にもいじめ事案について、確実な引継ぎを実施し、一貫した連携が図れるように情報を確実に伝える。

※重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態。また、いじめにより相当な期間（目安：30日）欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態。

5 いじめの防止等のための組織

(1) 「いじめ問題対策委員会」の設置

- ・長期間にわたるいじめや複数人によるいじめ、傷害を伴ういじめなどを認知した場合、いじめ問題対策委員会を設置し、方針を決定したうえで、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。(短期間や個人によるいじめであっても、生徒指導主事や管理職の指示のもと、組織的に対応をする)

いじめ問題対策委員会（構成員）

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、関係職員等

※ 生徒と関わりの深い職員等を必要に応じて、構成員に召集する。

(2) 「いじめ未然防止・対策委員会」の設置

- ・いじめを未然に防止するために、下記のいじめ未然防止・対策委員会の学校職員にスクール相談員とスクールカウンセラーを加えた生徒指導・教育相談会を毎週実施し、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめ事案について経過を周知しつつ方針を確認し、継続的な指導や支援を行う。
- ・いじめの重大事態が発生したと判断した場合、または、いじめの重大事態につながる恐れがあると判断した場合は、いじめ未然防止・対策委員会を設置し、方針を確認するとともに、組織的に対応する。

いじめ未然防止・対策委員会（構成員）

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、
養護教諭、関係職員等

学校職員外：学校評議員、PTA役員、スクールカウンセラー、有識者等

※ 生徒と関わりの深い職員や専門家等を必要に応じて、構成員に召集する。

6 いじめの防止等の年間計画

日々の教育活動のみならず、いじめの未然防止に向けた活動を計画的に実施し、いじめを許さない風土を醸成するとともに、誰もが安心して生活できる学校づくりを行う。

月	取組み内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりやWeb ページ等によるいじめ防止基本方針の発信 ・職員研修会の実施 ・学校評議員会において「いじめ防止基本方針」の提案 ・PTA総会において「いじめ防止基本方針」の説明 ・「SOS の出し方教育」に関わる授業の実施 ・アイスブレイクによる仲間づくり 	【職員研修会】 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針確認 ・高山市の取り組みの伝達
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施 ・教育相談週間の実施 	【心のアンケート】 <ul style="list-style-type: none"> ・マイサポーターの設定
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・QU アンケート研修の実施 ・ストレスマネジメント 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルに関わる授業の実施 ・いじめアンケート(記名式)の実施 ・夏休み前までのいじめ防止対策の取組みの振り返り ・休業中における SOS 発信の啓発 ・第1回県いじめ調査の報告 	【振り返り】 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが発生した原因を検討と活動計画の修正
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士による生徒理解研修(職員研修会) 	【職員研修会】 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事案から学ぶ
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校だより」による取り組みの見直し等の公表 ・アサーション(コミュニケーションの取り方) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施 ・いじめアンケート(記名式)の実施 ・QU アンケートの実施 ・ピアサポート 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ピアサポート」に関わる授業の実施 ・QU 研修会の実施 ・「人権集会」に向けて計画の立案と事前活動の実施 	【人権集会】 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が主体となった活動の立案
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権集会」の実施 ・教職員の取組評価(学校評価)アンケートの実施 ・休業中における SOS 発信の啓発 ・第2回県いじめ調査の報告 ・臨床心理士による思春期の心の研修会(P T A対象) 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み前までのいじめ防止対策の取組みの振り返り ・心のアンケートの実施 ・マインドフルネス 	【振り返り】 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが発生した原因を検討と活動計画の修正
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(記名式)の実施 ・次年度のいじめ未然防止や対応のまとめ及び来年度の計画立案 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・学校評議員会において本年度のまとめと来年度の計画の提案 ・「東山中の教育を語る会」(学校関係者評価委)の実施 ・休業中における SOS 発信の啓発 	

- ※生徒指導・教育相談会を毎週実施し、生徒の情報交流を行いつつ、いじめの未然防止や発生したいじめの経過観察を行う。
- ※いじめに関する職員研修会は、年間計画に位置づいている以外にも、必要に応じて実施する。
- ※いじめアンケート等のいじめに関わる資料は5年以上の保管をする。
- ※情報モラルに関わる教育は、必要に応じて保護者へも啓発活動を行う。